

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算

居宅介護支援費の特定事業所集中減算について、府内（京都市を除く）における取扱いは次のとおりです。なお今回（平成30年度前期分）から届出先は、所在地市町村に変更されています。

各指定居宅介護支援事業者においては、本減算制度の趣旨を踏まえ、特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正中立で適切なケアプランの作成をお願いします。

○ 特定事業所集中減算とは

正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護の各サービスのいずれかで、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について1月につき200単位を所定単位数から減算するものです。

◆ 判定期間、府への報告期限、減算適用期間

区分	判定期間	市町村への報告期限・報告先		減算適用期間
前期	3月1日～ 8月31日 H30年度のみ 4月1日～ 8月31日	9月15日	居宅介護支援事業所の所在地	10月1日～ 翌年3月31日
			所在地市町村 〈京都市内の事業所については、 京都市介護ケア推進課〉	
後期	9月1日～ 2月末日	3月15日		4月1日～ 9月30日

◆ 算定及び報告方法

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度、前期及び後期ごとに別紙「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」（様式1）により減算が必要かどうかの判定を行います。

その結果、紹介率最高法人が提供するサービスの占める割合が80%を超える場合は、各期の報告期限までに、市町村へ正副各1部及び返信用封筒を届け出てください。

その際、正当な理由がある場合は、別紙「正当な理由に関する説明書」（様式2）を合わせて提出してください。その正当な理由が適当と認められる場合は、副本に受理印を押印の上、返戻します。

計算方法及び提出書類について

<※次頁に計算例>

$$\frac{\text{対象サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{対象サービスを位置つけた計画数}}$$

▽
各サービスのいずれかが
80%を超える場合
は、届出の対象

▽
いずれも 80%を
超えない場合は
届出は不要

【様式 1】 特定事業所集中減算届出書
【様式 2】 正当な理由に関する説明書
(※正当な理由がある場合)

- 市町村長へ提出
- 実地指導時等に提示

計算結果のわかるもの(様式任意)
を作成し、2年間保存。

- 実地指導時等に提示

(計算例)

判定期間内に訪問介護を位置づけた計画数が11件の場合

計画	利用者	事業所名	法人名	法人カウント
1	Aさん	ア	□	□法人 1件
2	Bさん	イ ウ	△ △	△法人 1件
3	Cさん	エ ウ	○ △	○法人 1件 △法人 1件
4	Dさん	エ	○	○法人 1件
}	}	}	}	}
11	Kさん	オ	○	○法人 1件
<u>11</u> (総計画数)				○法人 9件 (紹介率最高法人) △法人 2件 □法人 1件

$$\frac{9 \text{ 件 (訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数)}}{11 \text{ 件 (訪問介護を位置づけた計画数)}} = 81.81\cdots\%$$

※計算上の留意事項

- ① 「**〇〇を位置づけた計画数**」(=分母)は、利用者1人につき1件となります。
居宅サービス計画にサービスが位置づけられても、利用実績がない月は算定から除きます。
- ② 「**〇〇に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数**」(=分子)は、同一サービスについて、2カ所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し、それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とします。
同一法人でない場合は、それぞれの法人に1件ずつカウントします。
- ③ 計算結果は、小数点以下の端数処理を行わず、「80%」の判定をしてください。

※記入上の留意事項

「紹介率最高法人」

名称…事業所名ではなく、法人名を記入してください。

事業所名①～⑤…紹介率最高法人の事業所のみ記入してください。